

## 沖縄振興開発金融公庫による安定取引関係確立事業活動等に係る食品等持続的供給促進資金融通措置要綱（抄）

（平成4年2月3日3食流第6099号農林水産事務次官依命通知）

最終改正 令和7年10月1日7新食第1521号農林水産事務次官依命通知

### 第1 目的

本要綱は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第15条の規定等に基づき、安定取引関係確立事業活動等を実施するために必要な資金を沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）から貸し付けることにより、食品等（法第2条第1項に規定する食品等をいう。以下同じ。）の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進を図り、もって農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

### 第2 定義

本要綱において、次の1から4までに掲げる用語の定義は、それぞれ当該1から4までに定めるとところによる。

- 1 食品等事業者 法第2条第2項に規定する食品等事業者（食品等の流通の事業を行う者のうち専ら運輸業を営む者を除き、かつ、中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第3号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に限る。）をいう。なお、次に掲げるものもこれに含まれる。
  - ア 食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会
  - イ 食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、消費生活協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会
- 2 農林漁業者 法第2条第3項に規定する農林漁業者をいう。
- 3 認定安定取引関係確立事業活動計画等 法第6条第1項の認定（法第7条第1項の規定による変更の認定を含む。）に係る安定取引関係確立事業活動計画（以下「認定安定取引関係確立事業活動計画」という。）、法第8条第1項の認定（同条第7項において準用する法第7条第1項の規定による変更の認定を含む。）に係る流通合理化事業活動計画（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第27条又は第41条の規定により法第15条の規定を適用する場合にあっては、みどりの食料システム法第23条に規定する認定計画又は同法第40条第3項に規定する認定基盤確立事業実施計画（いずれも流通合理化事業活動（みどりの食料システム法第19条第6項に規定する流通合理化事業活動をいう。）に関する部分に限る。）以下「認定流通合理化事業活動計画」という。）、法第9条第1項の認定（同条第8項において準用する法第7条第1項の規定による変更の認定を含む。）に係る環境負荷低減事業活動計画（以下「認定環境負荷低減事業活動計画」という。）又は法第10条第1項の認定（同条第7項において準用する法第7条第1項の規定による変更の認定を含む。）に係る消費者選択支援事業活動計画（以下「認定消費者選択支援事業活動計画」という。）をいう。
- 4 安定取引関係確立事業活動等 法第2条第4項に規定する安定取引関係確立事業活動（技術の研究開発は除き、合併、会社の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及

び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第30号）第2条に規定する措置（以下「合併等の措置」という。）を含む。以下「安定取引関係確立事業活動」という。）、同条第5項に規定する流通合理化事業活動（技術の研究開発は除き、合併等の措置を含む。みどりの食料システム法第27条又は第41条の規定により法第15条の規定を適用する場合にあっては、みどりの食料システム法第23条に規定する認定事業活動又は法第41条に規定する認定基盤確立事業（いずれも流通合理化事業活動（みどりの食料システム法第19条第6項に規定する流通合理化事業活動をいう。）に関する部分に限る。）をいう。以下「流通合理化事業活動」という。）、法第2条第6項に規定する環境負荷低減事業活動（技術の研究開発は除き、合併等の措置を含む。以下「環境負荷低減事業活動」という。）又は同条第7項に規定する消費者選択支援事業活動（技術の研究開発は除き、合併等の措置を含む。以下「消費者選択支援事業活動」という。）をいう。

### 第3 貸付要件等

農林漁業及び食品産業の成長発展のためには、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進を図ることが重要であることに鑑み、安定取引関係確立事業活動等の実施に必要な資金の貸付要件等は、次のとおりとする。

#### 1 食品産業・農林漁業連携型事業

本要綱において「食品産業・農林漁業連携型事業」とは、認定安定取引関係確立事業活動計画に従って実施する安定取引関係確立事業活動、認定流通合理化事業活動計画に従って実施する流通合理化事業活動、認定環境負荷低減事業活動計画に従って実施する環境負荷低減事業活動又は認定消費者選択支援事業活動計画に従って実施する消費者選択支援事業活動のうち、次に掲げる事項が認定安定取引関係確立事業活動計画等に明記されており、かつ、確実に達成されると認められるものをいう。

ア 農林漁業者との連携を通じて地域の農林水産物の利用促進を図る措置

イ 事業実施後5年以内に地域の農林水産物の取扱量が概ね20%以上増加すること、事業実施後5年以内に輸入農林水産物の取扱量の概ね20%以上を地域の農林水産物に切り替えること又は事業実施後5年以内に地域の農林水産物の取扱額が年間3,000万円以上となること。ただし、地域の農林水産物の取扱実績がない場合は、初年度の取扱量と比較するものとする。

なお、地域の農林水産物の取扱期間が1年に満たない場合又は取扱いが試験的な段階とみなされる場合は、平常の取扱いの開始年度を初年度とする。

##### (1) 貸付けの相手方

食品等事業者であって食品産業・農林漁業連携型事業を実施するものとする。

##### (2) 貸付金の使途

食品産業・農林漁業連携型事業を実施するために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要なものとする。

ア 農林漁業者と共同して利用する施設の改良、造成又は取得

イ 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得

ウ 他の事業者（食品等事業者又は農林漁業を営む法人に限る。以下同じ。）の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資

エ 無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出（ア、イ又はウに掲げる事項の実施に関連して必要となる費用の支出に限る。）

##### (3) 貸付条件

償還期限が10年を超えるものに限るものとし、その詳細は公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。

##### (4) 貸付手続

ア 借入希望者は、借入申込書及び認定安定取引関係確立事業活動計画等申請書の写しを公庫に提出するものとする。

イ 公庫は、内容を審査の上、農林水産大臣の認定がなされたことを確認して貸付けの諾否の決定を行い、借入申込者にその旨を通知するものとする。

## 2 食品産業生産性向上型事業

本要綱において「食品産業生産性向上型事業」とは、認定安定取引関係確立事業活動計画に従って実施する安定取引関係確立事業活動、認定流通合理化事業活動計画に従って実施する流通合理化事業活動、認定環境負荷低減事業活動計画に従って実施する環境負荷低減事業活動又は認定消費者選択支援事業活動計画に従って実施する消費者選択支援事業活動のうち、次に掲げる事項が認定安定取引関係確立事業活動計画等に明記されており、かつ、確実に達成されると認められるものをいう。

ア 地域の農林水産物の利用促進を図る措置

イ 事業実施後5年以内に地域の農林水産物の取扱量が概ね10%以上増加又は事業実施後5年以内に地域の農林水産物の取扱額が年間1,500万円以上となること。ただし、地域の農林水産物の取扱実績がない場合は、初年度の取扱量と比較するものとする。

なお、地域の農林水産物の取扱期間が1年に満たない場合又は取扱いが試験的な段階とみなされる場合は、平常の取扱いの開始年度を初年度とする。

ウ 生産性向上を図る措置

### (1) 貸付けの相手方

食品等事業者であって食品産業生産性向上型事業を実施するものとする。

### (2) 貸付金の使途

食品産業生産性向上型事業を実施するために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要なものとする。

ア 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得

イ 他の食品等事業者の株式若しくは持分の取得又は他の食品等事業者への出資

ウ 無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出（ア又はイに掲げる事項の実施に関連して必要となる費用の支出に限る。）

### (3) 貸付条件

償還期限が10年を超えるものに限るものとし、その詳細は公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。

### (4) 貸付手続

ア 借入希望者は、借入申込書及び認定安定取引関係確立事業活動計画等申請書の写しを公庫に提出するものとする。

イ 公庫は、内容を審査の上、農林水産大臣の認定がなされたことを確認して貸付けの諾否の決定を行い、借入申込者にその旨を通知するものとする。

## 3 卸売市場機能高度化型

本要綱において「卸売市場機能高度化型」とは、認定流通合理化事業活動計画に従って実施する流通合理化事業活動のうち、卸売市場開設者等（(1)のアからエまでに掲げる者をいう。）が次に掲げる3以上の措置を実施するものをいう。

ア 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分け及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

イ せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

ウ 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

エ 卸売業者及び仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

(1) 貸付けの相手方

次に掲げる者であって卸売市場機能高度化型を実施するもののうち、中小企業者に限るものとする。

ア 卸売市場（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第9号の中欄に規定する付設集団売場を含む。以下同じ。）の開設者であって地方公共団体以外のもの

イ 卸売市場の卸売業者

ウ 卸売市場の仲卸業者

エ 卸売市場の仲卸業者が組織する事業協同組合及び事業協同小組合（第3の3のエに掲げる措置を実施するものに限る。）

(2) 貸付金の用途

卸売市場機能高度化型を実施するために必要な資金のうち、次に掲げる事項を行うのに必要なものとする。

ア 品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設又は包装・こん包施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得

イ 情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得

ウ 卸売業者が他の卸売業者から、又は仲卸業者が他の仲卸業者から営業を譲り受けることに伴う当該卸売業務又は仲卸業務に係る施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得

エ 卸売市場の業者間（業者は、卸売業者及び仲卸業者に限る。）の資本提携による支配関係の構築のための出資

(3) 貸付条件

償還期限が10年を超えるものに限るものとし、その詳細は公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。

(4) 貸付手続

ア 借入希望者は、借入申込書及び認定流通合理化事業活動計画申請書の写しを公庫に提出するものとする。

イ 公庫は、内容を審査の上、農林水産大臣の認定がなされたことを確認して貸付けの諸否の決定を行い、借入申込者にその旨を通知するものとする。

## 附 則

1 この通知は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号）の施行の日（令和7年10月1日）から施行する。

2 この通知の施行前に沖縄振興開発金融公庫が貸付けの決定を行ったものについては、なお従前の例による。